

～損害賠償保険への加入～

火災を起こしたときは、自らが居住する住戸だけではなく、廊下、階段などの共有部分や、他の入居者が住む住居も類焼する可能性があるほか、発生した煙により住戸や家財道具が燻されて使い物にならなくなる煙害や、消火活動により大量の水が放水され水浸しになる冠水などが原因で多くの方に迷惑をかけることとなります。

火災発生に関する賠償責任については、失火法という法律により、損害賠償を免れる場合もありますが、注意を怠って火災を発生させたり、また被害を大きくさせた場合には、入居者の保管義務違反という点から多額の賠償を求められることがありますので、火の取り扱いなどについては、くれぐれも注意してください。

また、火災以外の事故については、ほとんどの場合、原因者に過失があり、住宅や他の入居者の皆さんに著しい損害を与えることとなります。

これらの事故は、火災とは違い、ほとんどの場合は原因者に損害賠償責任が生じますので、十分注意してください。

なお、万が一、損害賠償に至るケースを想定して、損害賠償保険に加入することも有効な手段です。

一定の費用負担が必要となることから、町として加入を強制はしませんが、安心した日常生活を送るためにも、加入されることをおすすめします。